

| No. | 該当箇所 | 該当項目 | 御意見 | 県の考え |
|-----|------|------|--|--|
| 1 | 条例名 | 条例名 | 条例名が長く、覚えにくい。 「差別禁止条例」それが難しいなら「差別解消条例」と謳うべきである。 | 差別を解消し、その先にある共生社会を実現することを目的としているため、この名称としております。 |
| 2 | 背景 | 背景 | 「障がいのある人もない人も」を「障がいの有無にかかわらず」へ変更。 ある人、ない人という二分法ではなく、障がいの有無にかかわらず差別を解消すると考えた方が現状に合っているのではないか。 | 障がいのある人に対する誤解や偏見などの社会的障壁が存在している現状においては、障がいのある人となない人が互いを理解する必要があり、このような表現としております。 |
| 3 | 背景 | 背景 | 第三段落で東日本大震災について触れていただいたのは、私達の県にとって必要な部分であると考えます。しかし、その後の段落との関連性が読み取れないのは残念です。障がいのある人の暮らしにくさの解消、そして差別の解消に向けた取組が東日本大震災で抱えることとなった新たな課題を乗り越えていくために、どのように必要なのか、あるいは活かされるべきなのかを文章化すべきです。 | 御意見を踏まえまして、震災により新たな課題を抱えることとなった本県において、障がいのある人が暮らしやすい社会であるということは県民誰もが暮らしやすい社会でもあり、そのためにまずは差別の解消に向けた取組を進めるという趣旨が伝わるよう下記のように修正しました。 (前文第四段落) このような状況において、 <u>県民一人一人が障がいを理由とする差別を身近な問題として捉えるとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、一体となって障がいを理由とする差別の解消に向けた取組をなお一層進めていくことで、全ての県民が夢や希望を持ち、安心して暮らせる福島県としていく必要がある。</u> |
| 4 | 目的 | 目的 | 本条例は「県と県民の立場を単に表明するシンボリックな条例」または「差別を受けた障がい児者を救済することを目的とした実効性のある条例」どちらを目指すのか。 | 本条例は、基本理念を定めた理念条例であるとともに、差別の解消の推進に関する基本的な施策について実効性をもたせた条例となっております。 |

| | | | | |
|---|-------------------|------|--|---|
| 5 | 目的 | 目的 | 虐待防止に関しては盛り込まないのか。別途条例を制定するのか、現状の虐待防止法のスキームで十分と判断しているのか。 | 虐待防止についても、県としてしっかりと取り組むべきことであり、引き続き障害者虐待防止法に基づき取組を進めてまいります。 |
| 6 | 基本理念 | 基本理念 | 「障害のあるなしに関わらず」を 「全ての県民」若しくは「県民全て」と表記 | 全ての県民は等しく基本的人権を有することを踏まえつつ、障がいのある人への誤解や偏見などの社会的障壁が存在している現状においては、「障がいの有無にかかわらず」という文言を加えることで差別解消を一層明確にお示ししているところです。 |
| 7 | 基本理念 | 基本理念 | 国連の障害者権利条約を踏まえて、例えば「障がいのある児童及び生徒は、他との平等を基礎として、自らが暮らす地域においてインクルーシブで、かつ本人のニーズに沿った教育を受けられる機会が確保されること」というような言及を。 | 基本理念におきましては、教育を受ける権利は基本的人権のひとつであることを踏まえ、「基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。」と明記しました。 なお、御意見を踏まえまして、(教育の推進)において、「地域で友に学ぶための環境の整備を積極的に推進する」と明記しました。 |
| 8 | 県の責務並びに県民及び事業者の役割 | 県の責務 | ・具体的に今後どのような施策を行っていくのか明確にしていきたい。 ・ろう者が安心して働ける職場環境作りのため、研修や手話通訳者派遣、就労アドバイザーや関係団体との連携など、施策を早急に推進する必要があるのでは。 | 具体的施策につきましては、共生社会実現のための施策及び差別の解消のための施策として明記しました。また、御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|---------------|---------|---|---|
| 9 | 共生社会の実現のための施策 | 啓発活動の推進 | 条例制定後に周知啓発をしていくなかで、差別事例収集についても実施していく考えがあるか。 | 県としても、差別の事例の収集は必要であると認識しております。 |
| 10 | 共生社会の実現のための施策 | 教育の推進 | 「教育の推進」では、インクルーシブ教育の必要性を盛り込まない理由があれば明確にしてほしい。この部分について、以下のような修正を求めます。 「また、障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒とが共に学べる機会の提供と環境の整備を積極的に推進します」 | 御意見を踏まえまして、下記のとおり修正しました。 (教育の推進) 県は、学校、家庭、地域社会等において、 <u>幼児期から障がい及び障がいのある人に対する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるとともに、障がいのある幼児、児童及び生徒並びに障がいのない幼児、児童及び生徒が地域で共に学ぶための環境の整備を積極的に推進するものとする。</u> |
| 11 | 共生社会の実現のための施策 | 教育の推進 | 素案では、これまでと同じ障がい児の分離を前提とした表現であり、権利条約上にあるインクルージョン(共生・統合教育)の表記又は、類する表現が必要である。 「障がいのある児童及び生徒と障がいのない～との交流を積極的に推進します。」の表記を「障がいのある児童及び生徒と障がいのない～とが共に学ぶ環境作りを積極的に推進します。」へ。 | |
| 12 | 共生社会の実現のための施策 | 教育の推進 | 交流教育は、差別(彼らとは違うという)意識を助長する一面があることをきちんと認識すべきです。現状では交流もやむを得ないかもしれませんが、ともに学ぶ環境作りのための経過措置として捉えるべきです。 文章後半を「障がいのある児童及び生徒が、共に学ぶための環境づくり及び支援を行い、真にインクルーシブな教育の実現を推進する」としてはどうでしょうか。 | |
| 13 | 共生社会の実現のための施策 | 教育の推進 | 「県は市町村と連携し、同一の感覚障害のある児童及び生徒が地域の中で、集団で学ぶことができる拠点校を設置するよう努める。」を追加願います。(難聴学級) | 学校の設置につきましては、教育委員会の専権であり、本条例に明記することは困難であるため、御理解願います。 |

| | | | | |
|----|---------------|------------------|--|--|
| 14 | 共生社会の実現のための施策 | 交流機会の拡大(社会参加の促進) | <p>「交流機会の拡大」と(4)「社会参加の促進」について、別々に規定することの意味がよく分からない。地域社会に障がい児者が出ていき、地域の行事や自治会等の活動に地域住民のひとりとして参加することで、地域社会での障がい児者に対する理解が生まれるのであって、「文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他」のみが社会参加の手段ではない。また、障がいのない人に障がいを理解してもらう機会をつくることは、単に「交流すればよい」ということではない。この部分は、社会参加の促進に一本化して、以下のように書きぶりを改めるべきです。</p> <p>「障がいのある人と障がいのない人との相互理解を促進するため、障がいのある人が地域社会の一員として認められる相互理解を促進します。また、障がいのある人も障がいのない人も地域住民のひとりとして地域活動に参加し、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の活動を通じて社会参加できる機会の確保のため、必要な施策を講じます」</p> | <p>障がいのある方とない方の交流を通しての相互理解を推進すること、また、障がいのある方の社会参加を促進することはどちらもそれぞれ共生社会を実現するためには必要かつ重要な施策として考えており、それぞれに規定いたしました。なお、御意見にあります「地域行事や自治会活動」については、「その他」として記載しております。</p> <p>また、単に「交流する」のみを施策とするのではなく、いただいた御意見を踏まえ相互理解につながるよう推進してまいります。</p> |
| 15 | 共生社会の実現のための施策 | 社会参加の促進 | <p>障がいがある人のためだけが集う社会参加では意味がないので「他の人と共に・・・参加することができるよう、」としてはどうでしょうか。</p> <p>また、参加するためには機会の確保だけでは難しく、社会資源の整備も文言として加えて欲しい。</p> | <p>御意見にあります社会参加を促進する上での目的等を踏まえた内容の検討や参加に係る社会資源の整備につきましては、条文の「その他必要な施策」として取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 16 | 共生社会の実現のための施策 | 社会参加の促進(就労の促進) | <p>どの項にも「機会の確保」が挙げられているが、この表現は障がい児者が既存の機会の活用を制限する意味を含むこととなり、社会におけるインクルージョンを阻むことにもなる。私見ではあるが障がいのない方々と同じ土俵の上で合理的配慮により進められることが望ましいと考え、「場の提供」が良いのではないかと。</p> | <p>「同じ土俵の上で合理的配慮を」という御意見につきましては県としても同様の認識ではありますが、現状に鑑みれば、まずは「機会の確保」が必要であると考えております。</p> |
| 17 | 共生社会の実現のための施策 | 就労の促進 | <p>就労の機会の確保のみではなく、採用・就業・退職まで支援する職場環境の整備が必要。そこで、以下のように修正することを求めます。</p> <p>「障がいのある人の職業選択の自由を尊重しつつ、障がいのある人がその能力に応じて、適切な職業に従事できるような社会を目指すために、労働者の募集又は採用、雇用について、障がいを理由として、不当な差別的取り扱いが行われないう、必要な施策を積極的に講じます」</p> | <p>本条文は雇用だけでなく、福祉的就労も含めて、障がいのある方それぞれに応じた職業に従事することができるよう必要な施策を講ずる事を趣旨としております。なお、雇用における労働者に対する不当な差別的取扱いについては、雇用促進法による対応となります。</p> |

| | | | | |
|----|----------------------|----------------------|--|---|
| 18 | 共生社会の実現のための施策 | 就労の促進 | 「県及び市町村は、率先してろうあ者の雇用を行う」という文言を加えてほしい。 | 障がいのある人にはろうあ者の方も含んでおり、御意見にありますろうあ者の方も含めて就労を促進してまいります。 |
| 19 | 共生社会の実現のための施策 | 意思疎通手段の確保 | 意思疎通手段の確保は社会参加のためには非常に大切な課題であり、意思疎通のための「新しい機器等の開発」についても言及すべきです。 | 御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。 |
| 20 | 共生社会の実現のための施策 | 理解の促進 | 「県民、事業者又はこうした方々による民間の団体～」はどういう方を指すか。 | 県民、事業者又は県民、事業者といった方々による民間の団体です。 |
| 21 | 共生社会の実現のための施策 | 災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応に「防災訓練時もう者が地域の人と一緒に参加しやすいように手話通訳を配置する等の合理的配慮をする」と記載してほしい。 ・災害時の対応に「避難先での支援の確保」を記載すべきではないでしょうか。 ・具体性がなく、市町村の段階で何も改善が進まない可能性が高い。例えば、福祉避難所の数など、最低基準を例示する必要があるのではないか。 ・東日本大震災、原発事故の被災地であることを考え、避難、避難所等での支援などを含む、防災・減災における障がいを理由とした不当な差別的取り扱いをなくす規定を別に設けるべきではないか。 | 「必要な支援」の中に避難時、避難先での支援も含んでいます。また、災害時の具体的な対応については、各市町村において「地域防災計画」で定めるものとなっています。なお、御意見につきましては、関係機関等と情報共有をさせていただきます。 |
| 22 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 「障がいを理由とする差別の禁止」の項目について、素案では個別具体的な規定の内容が示されていないが、どうしてか。今回、素案で示さなかった理由を公表してください。 | 条例制定後の相談内容等から具体的な差別の事例を把握し、その上で検討してまいります。 |

| | | | | |
|----|----------------------|----------------|--|--|
| 23 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 申立の相手は知事ではなく、調整委員会では。また、調査に協力しなかった場合の記載がほしい。 | 助言又はあっせんの申立ては、県への相談によってもなお問題が解決しない時に行うものとする。ただし、知事は公正・中立な観点から、助言・あっせん手続きを調整委員会に求めるにとどまり、自ら助言、あっせんはせず、助言又はあっせんの必要性の判断等は全て調整委員会が行います。条例においては、正当な理由がある場合を除き調査に協力しなければならないものとしており、条例上調査に協力しないという想定はしておりません。ただし、御意見も踏まえ、今後の状況に応じて検討してまいります。 |
| 24 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 申立の相手先は直接県の障がい福祉課だけになるのか。各種団体でも受付してほしい。 | 助言又はあっせんの申立ては、県への相談によってもなお問題が解決しないときに知事(県)に対して行うものとし、各種団体に受付をしていただくことは考えておりません。なお、御意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 25 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 相談員、調整員を具体的に記載してほしい。例えば調整委員会の項目を具体的に記載する。 | 御意見を踏まえまして、条例及び施行規則に具体的に明記しました。 |
| 26 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 調査機関は新たに設けるのか。差別解消調整委員会について具体的に示して欲しい。 | 助言又はあっせんの申立てがあったときの事実の調査は知事(県)が行うこととしており、新たに調査機関を設けることはいたしません。 |

| | | | | |
|----|----------------------|----------------|--|--|
| 27 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 調整委員会の構成や所管事務については盛り込まないのか。また、委員には障がい当事者は参画予定か。 | 御意見を踏まえまして、調整委員会の委員については、条例のなかで、学識経験者や障がい者及びその家族等で構成される団体を代表する者等を委員とすることと明記しました。 |
| 28 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 「調整委員会」の構成委員について記述を加えて欲しい。 ①必ず障がい者を加えていただきたい。 ②任期を設定する。(2~3年程度か) ③基本広く公募をお願いしたい。 | 御意見を踏まえまして、調整委員会の委員や任期について条例に明記しました。また、障がい者及びその家族等で構成される団体を代表する者を委員とすることとしております。なお、あっせんを行う機関であることから委員の公募は実施しないこととしております。 |
| 29 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 相談員の価値尺度で差別の判断をしかねない。相談員の間での情報共有と判断に苦しむ内容の場合には広く意見を聴取できるよう、運用上の工夫をしてほしい。また、行政保健師などの福祉関係の退職者である健常者のみで相談員を構成しないよう、県に強く求めます。弁護士等の専門職につなぐだけで終わらず、その後の経過についても相談者からヒアリングをするなどして、実質的な救済につながる相談体制をつくることを強く要求します。 | 御意見につきましては、相談体制を具体的に検討する上で参考とさせていただきます。 |
| 30 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 助言又はあっせんの申立は障がい当事者側のみなのか。事業者側も必要ではないか。 | 申立は「事業者が不当な差別的取扱いをした事案」について行うものとしており、事業者からの申立ては考えておりません。なお、申立てに係る事実の調査において、事業者側の実態等についても公正・中立な立場で十分な調査を行います。 |
| 31 | 障がいを理由とする差別の解消のための施策 | 相談及び紛争解決のための体制 | 「勧告・公表」について、勧告を受け、正当な理由がないのに従わない場合の公表で、事業者や団体等の公表を考えているのか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | | | |
|----|-----|-----|---|---|
| 32 | 雑則 | 雑則 | <p>・本条例は数年ごとに見直して改正を図ることを明記してほしい。</p> <p>・第2項に「施行後3年を目処として」、「必要があると認めるときは」、「規定について検討を加え」とあるが、それほど完全な条例とは思えない。また、これまで、広く当事者や関係団体の意見を求める機会が設けられたとは認め難い。その意味でも、必ず3年後に見直しの機会を持つことを明記すべきである。</p> | <p>御意見を踏まえまして、下記のとおり附則として(検討)の規定を明記しました。</p> <p>(検討) 知事は、この条例の施行後三年を目途として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| 33 | その他 | その他 | <p>現在までの障がい者計画の目的が実現されていれば、本条例にうたわなくてもよいと思われる事項があると思われるので、それらがいかなる事で果たせなかったのかを明記してほしい。</p> | <p>障がい者計画は、県の障がい者施策の総合的かつ着実な進展を図るために策定するものであり、現在は平成32年度までを計画期間とする「第4次福島県障がい者計画」に基づき取組を進めており、毎年その進捗について第三者機関に報告しております。条例制定後は、条例の趣旨を踏まえながら引き続き計画に基づき取組を進めてまいります。</p> |
| 34 | その他 | その他 | <p>本条例は全ての県民のためであり、障害等により差別を受けることのみではないことも明記</p> | <p>本条例は全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としているものです。</p> |
| 35 | その他 | その他 | <p>「障がいがあることが分かった乳幼児の保護者に対し、個別の相談及び障がいに対する正しい理解・啓発を行うとともに、乳幼児への早期教育相談及び支援機関に対する情報提供を行う。」を追加願います。(聴覚障がいがあった段階での関係者の連携や早期教育相談の充実に関する提案)</p> | <p>御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。</p> |

| | | | | |
|----|-----|-----|--|--|
| 36 | その他 | その他 | 「県は障がいのある人の社会参加に必要な生涯学習の推進に努めなければならない」を追加願います。 | 社会参加を促進するため、機会の確保その他必要な施策を講ずるものとするを明記しており、御意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり参考とさせていただきます。 |
| 37 | その他 | その他 | 「障がい」「差別」「差別の範囲」について定義を追加を。 | 御意見を踏まえまして、条文にて「障がいのある人」「障がいを理由とする差別」について定義しました。「障がいのある人」の定義については障害者差別解消法に準拠しております。また、「差別の範囲」につきましては、事案により異なり、全てを網羅できるような定義付けは困難であると考えております。 |